

策定年度	平成 1 6 年度
変更年度	<u>令和 7 年度</u>

小野市地域水田農業ビジョン

小野市農業再生協議会

目 次

第 1	小野市の農業の基本的な方向	
1	地域農業の特性	2
第 2	小野市農業の分析	4
第 3	水田における作物振興及び水田利用の将来方向	
1	基本的な考え方	5
第 4	主要作物の振興方向	
1	水稻	7
2	麦	9
3	大豆	10
4	飼料作物	11
5	野菜・果樹・花き・そば	12
6	特色ある農産物の生産・販売・流通対策について	15
第 5	担い手の明確化と育成の将来方向	
1	地域における担い手の考え方と育成方向	16
第 6	現状と課題	
1	認定農業者等	17
2	集落営農組織	17
3	振興作物生産部会	17
第 7	担い手の育成及び対策	
1	担い手の明確化	17
2	担い手への農地の利用集積	17
3	認定農業者及び認定志向農家の育成	18
4	担い手の育成目標	18
5	集落営農組織の育成	18
6	青年農業者及び新規就農者の育成	19
7	産地の育成	19
8	兵庫みらいアグリサポート事業の充実	19
9	地域計画の策定	20
第 8	地域水田農業ビジョン実現のための手段	
1	水田活用の直接支払交付金	21
別表 1	参考となる技術要件	23
別表 2	担い手リスト	25

第1 小野市の農業の基本的な方向

1 小野市の農業特性（現状と課題）

本市は兵庫県南部にある播州平野の中央部に位置し、東と北は加東市、西は加西市、南は三木・加古川両市に接し、西部には県最大の加古川が貫流している。本市面積は約94km²であり、そのうち耕地面積2,250haの約91%にあたる2,050ha（令和6年度）が水田である。水田農業の主力は「ヒノヒカリ」であるが、酒米「山田錦」の栽培も盛んであり、その他、麦、豆類やキャベツ等の野菜やいちじく等の果樹の生産、酪農も盛んである。

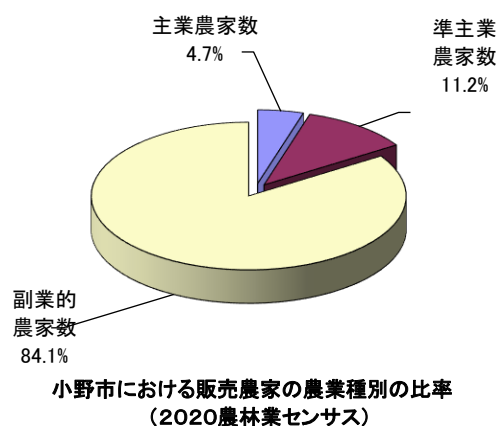
（1）農業の構造

本市の農業の特徴として、気候は温暖少雨で瀬戸内式気候に属しており、農地はほぼ平坦な水田農業地帯で、水田においては水稻、麦、豆類の栽培が中心である。担い手農家への集積がすすんでおり、1.5ha以上を耕作する農家数の割合は増加している。一方、農業者の副業的農家の割合が高くなっていることから、農業者の高齢化が進行していることが窺い知れ、さらなる担い手の確保が必要となっている。今まで以上に「地域計画」の策定や、農地中間管理機構の活用を促し、農業法人・集落営農組織・大規模農家への農地集積推進の必要性が高まっている。

（2）都市交流と農業・農村多面的機能の活用

農業・農村は、コメや野菜などの生産の場としての役割を果たしているが、それだけではなく、国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、文化の伝承など食料の供給以外に様々な機能を有している。

きすみの地区のコスモスまつりや、ひまわりの丘公園南側農地の景観形成作物の取り組みにあわせたイベントの開催、市民農園など、都市や地域の住民等と広く交流することで、水田や農村地域が有する多面的機能を高め、環境との調和に配慮した総合的に農業の活性化を促進していくことが求められている。



ひまわりの丘公園南側農地

（３）６次産業及び農商工連携事業の展開

小野市独自の６次産業の拠点づくりとして、ＪＲ加古川線小野町駅等において、地元食材を使った地産地消の発信を行い、地域コミュニティの発展を図っている。また、令和２年度には小野市の先進的集落営農法人である農事組合法人きすみの営農がそば粉製粉施設を整備。ＮＰＯ法人ぷらっときすみのと連携し、そばの生産から調理・提供まで、すべてきすみの地区内で完結する高次元の地産地消を推進している。

今後も、６次産業の展開に積極的な支援を行うとともに、観光産業とのマッチングを図るため、小野市の農産物を使った加工品等の“ものづくり”に励むなど、農商工連携での事業展開を積極的に行い、各施設での販売戦略の構築に努める。

地産地消料理提供施設名	所在地
ぷらっときすみの	小野市下来住町４８４番地の２
誉田の館 いろどり	小野市福住町２４７番地の５



「ぷらっときすみの」の外観・スタッフ

「誉田の館いろどり」の外観・料理

第2 小野市農業の分析

ア 農家種別

	2010 年農林業センサス (販売農家)		2015 年農林業センサス (販売農家)		2020 年農林業センサス (販売農家)	
農 家 種 別	戸 数	割 合	戸 数	割 合	戸 数	割 合
主 業 農 家	65 戸	3.7%	79 戸	5.3%	53 戸	4.7%
準 主 業 農 家	291 戸	16.8%	217 戸	14.7%	128 戸	11.2%
副 業 的 農 家	1,381 戸	79.5%	1,186 戸	80.0%	956 戸	84.1%
総 農 家 数	1,737 戸		1,482 戸		1,137 戸	

イ 経営耕地面積割合

	2010 年農林業センサス		2015 年農林業センサス		2020 年農林業センサス	
経営耕地面積区分	農家戸数	割 合	農家戸数	割 合	農家戸数	割 合
耕地面積 1.5ha 以上	223 戸	8.3%	235 戸	15.6%	207 戸	17.7%
耕地面積 1.5ha 未満	2,459 戸	91.7%	1,272 戸	84.4%	965 戸	82.3%
総農家数	2,682 戸		1,507 戸		1,172 戸	

ウ 農作物（水稻）

(単位 : ha、kg/10a、t)

作物名	R4			R5			R6		
	面積	単収	収量・出荷量	面積	単収	収量・出荷量	面積	単収	収量・出荷量
水稻	1,390	516	7,490	1,400	517	7,240	1,410	507	7,150

(農林水産省作物統計)

エ 畜産

年度	区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
R3	戸 数	7	8	3	8	3
	頭 数	1,003	393	26	167,661	20,021
R4	戸 数	6	9	2	8	1
	頭 数	958	510	12	162,875	20,000
R5	戸 数	6	10	2	8	1
	頭 数	861	431	10	162,211	16,204

※調査時期等のため、直近数値は前々年度実績

(R6市統計)

オ 担い手

① 集落営農（主要作物別）

（組織）

年度	型 別	水稻	小麦	大豆	飼料作物	その他	計	合計
R4	団地化型		2			3	5	26
	土地利用集積型	11	7		1	2	21	
R5	団地化型		2			3	5	26
	土地利用集積型	11	7		1	2	21	
R6	団地化型		2			3	5	27
	土地利用集積型	11	8		1	2	22	

（R6産業創造課）

② 認定農業者

営農類型

（単位：経営体）

年度	水稻	酪農	養鶏	養豚	花き	野菜	肉用牛	計
R4	25	6	2	1	0	1	1	36
R5	25	6	1	1	0	1	1	35
R6	25	6	1	1	0	1	1	35

（R6 産業創造課）

経営規模

（単位：経営体）

年度	3ha未満	3～5ha	5～7.5ha	7.5～10ha	10ha～
R4	8	3	3	7	15
R5	7	3	3	7	15
R6	7	2	4	5	17

（R6 産業創造課）

第3 水田における作物振興及び水田利用の将来方向

1 基本的な考え方

平成19年4月の「経営所得安定対策等大綱」決定以降、効率的かつ安定的な農業経営及び経営改善に取り組む農業経営の育成・確保や農地の利用集積が推進されている。

その中で、地域の実情に即した水田農業経営の確立を目指し、実需者のニーズに対応した農産物の品質向上と安定生産を推進し、さらに生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を一層強化することが必要である。

米の生産では、生産費の低減とあわせて売れる米づくりに取り組む必要がある。また、

米以外の作物では主要農産物の「麦」「大豆」を中心に、地域振興作物として需要量と価格が安定している「いちじく」「キャベツ」「ブロッコリー」及び「たまねぎ」の品質向上と安定的生産を目指す。さらに、不作付地等には新規需要米・麦・大豆・飼料作物の作付けを推進し水田のフル活用を図る。

また、耕種農家と畜産農家との連携による飼料作物の安定供給を図るほか、堆肥等の有機資材を積極的に利用し、環境にやさしい農業と安全な作物の生産を推進していく。

また、直売所での販売も積極的に展開して野菜等の生産拡大を図る。

○主要作物の振興

- ・売れる農産物生産の推進
- ・生産技術と品質の一層の向上
- ・実需者のニーズに対応した販売・作付計画の策定
- ・安全・安心な農産物生産の推進
- ・生産・流通コストの低減
- ・水田や農村地域が有する多面的機能を高めることによる地域農業の活性化

○特色ある農作物の生産・販売・流通対策

- ・消費者団体との連携強化と販売促進
- ・直売所をはじめとした施設での販売促進等による地産地消の推進（サンパティオおの等）
- ・堆肥や有機資材を利用した環境にやさしい栽培
- ・市内で生産された信頼性のある農産物や、販売実績のある商品の「小野うまいもんブランド」認証
- ・特産品の開発及び振興

○担い手の育成

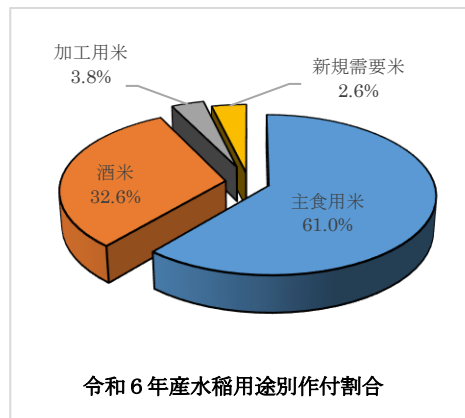
- ・地域における水田農業の担い手の明確化
- ・農地中間管理事業活用等による利用権設定及び農作業の受委託による農地の利用集積
- ・認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織等担い手の確保と支援
- ・農業後継者や今後育成すべき農業者の発掘
- ・担い手の組織化
- ・集落営農組織等の経理面強化及び法人化への取り組み

第4 主要作物の振興方向

1 水稲

(1) 現状と課題

令和6年度、水稲は1,433ha（加工用米、新規需要米含む）で水田面積の約70%を占め、農業経営の展開及び農業所得を確保するうえでも重要な地位を占めている。主要品種は一般米「ヒノヒカリ」である。また、地域の特産である酒米「山田錦」については、日本酒の需要が微増しており、生産面積ベースで、令和6年は前年比約105%となった。引き続き、良質の山田錦を生産し、ブランド力を示していくことが重要である一方、新規需要米等への転換も必要となっている。



(2) 振興に当たっての基本的な考え方

米政策改革大綱に基づき、需要動向に応じた計画的な作付けを推進し、消費者ニーズを踏まえながら、以下の事項に基づき、おいしさに安全を添えた米の生産を図る。

- ア 地域に合ったおいしく安全・安心な米づくり
- イ 認定農業者等担い手を中心とした低コスト生産の推進
- ウ 高品質酒米等の特色ある産地の育成

(3) 対策

ア 主要品種

小野市の主要作付け品種は需要と価格が安定している「ヒノヒカリ」「山田錦」を主体とし、労力の分散とコストの軽減を図るため、担い手農家には早生品種である「どんとこい」の導入を推奨する。また、昨今の高温対策として開発された兵庫県のオリジナル品種である「コ・ノ・ホ・シ」の普及を推進していく。

イ 品質向上・良食味米生産に向けた技術の確立・普及

たんぱく質含量を下げるため、堆肥、土壌改良材投入による土づくり及び適期栽培の推進により、良食味・良質安定生産による「量より質」の推進を図る。

ウ 安全・安心な米づくりの推進

農薬や化学肥料を可能な限り削減し、市内の酪農家が生産した牛ふん堆肥を施用し、地力を高め、安全・安心な米づくりを促進していく。

また、ポジティブリスト制度に対応した防除体系を導入するとともに、「栽培履歴記帳」（トレーサビリティ）の取組みの徹底によるGAP認証推進など実需者や消費者への安全・安心のPRを図る。

エ 生産コストの低減

農地中間管理事業等活用により担い手への団地化や農地の集積を行い、規模拡大による生産コスト低減を推進する。

オ 山田錦の生産推進

山田錦については、良質な生産によりブランド力を示すため、栽培講習会や穂肥診断、刈り取り適期診断を行い、小野市の特産である山田錦の品質向上に努める。

カ 契約栽培の推進

業務米として、実需者との契約栽培の取り組みにより、農家所得の向上に努める。

キ 加工用米

加工用米については、需要に応じた数量について出荷契約を結び、適切な出荷を図る。

ク 新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS）

水稻の需給に応じた生産の実現及び畜産農家の経営安定のため、引き続き生産・利用の推進を行う。

（４）振興地域とその条件

市内全域（出荷契約に基づく生産）

（５）生産計画、品質目標等

ア 水稻作付計画（加工用米、新規需要米除く）

（単位：h a）

品種名	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
ヒノヒカリ	839	850	796	786	780
コシヒカリ	22	22	18	18	20
キヌヒカリ	11	10	11	7	10
その他うるち	113	100	91	99	120
山田錦等酒米	371	388	465	485	490
計	1,356	1,370	1,381	1,395	1,420

イ 堆肥散布計画

（単位：h a）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
散布面積	157	110	100	100	100

※令和３年～令和６年実績数値

2 麦

(1) 現状と課題

小麦については、平成28年産から市内栽培品種は全量「ふくほのか」で統一し、栽培講習会などにより、圃場や天候条件により品質のバラツキをなくし、増収に向け取り組んでいる。また、近年においては六条大麦への取り組みもみられるようになった。

(2) 振興に当たっての基本的な考え方

播種前契約による民間流通において、品質が重視されることから、実需者ニーズにあった麦づくりに取り組まなければならない。

そのため、麦作適地における計画的な作付けを基本に、排水対策や赤カビ病対策等の基本技術を徹底し、品質・収量の向上を図るとともに、団地化や担い手への農地集積による低コスト化を図る。

また、食料自給力・自給率向上の観点から、新規転作田や調整水田等不作付地等への作付拡大を推進する。

(3) 対策

ア 基本技術の励行による品質の向上

別表1に示す栽培技術を励行することにより、1等麦比率の向上と均質化を図る。また、実需者の需要に対応するため、タンパク質含有率、容積重等の適正化を進める。

イ 加工適正の高い品種の選定等

麺や菓子等の原料として国内産小麦粉需要の高まりに合わせ、加工適正のある「ふくほのか」の栽培、普及拡大を図る。

ウ 生産性の向上と安定供給

単収350kgを目標とし、団地化、担い手への面積集約、営農組合による効率的な生産体制の整備、機械化による作業効率の向上等によりコストの低減を図り、麦作の定着と産地の育成を推進する。

(4) 振興地域とその条件

市内全域の排水条件等の良好な圃場。

(5) 生産計画

(単位：ha)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
麦	96.9	103.5	100.0	95.0	100.0

※令和3年～令和6年実績数値

3 大豆

(1) 現状と課題

市内における大豆生産は黒大豆（丹波黒）が主となっており、実需者からの増産の要望もあり、安定した価格での販売ができる契約栽培に取り組んでいる。栽培面積は令和6年度で約30haに上る。

(2) 振興に当たっての基本的な考え方

実需者の求める品種への転換を図るとともに、排水対策や適期防除、雑草の除去などの基本技術の徹底により品質・収量の向上を目指し、団地化や機械化による低コスト化を推進する。

また、不作付地等の活用促進だけでなく、学校給食への供給や加工展開等による地産地消の推進に繋げることも目的とする。

(3) 対策

ア 黒大豆の推進

需要拡大が見込まれる黒大豆を推進する。

イ 品質の向上と収量の安定化

別表1に示す技術要件による栽培を行い、適正播種、排水対策、病虫害防除、雑草の除去等の基本技術の徹底により、品質・収量の向上を図る。

ウ 生産性の向上と安定供給

適地での生産、排水対策等の基本技術の徹底による単収の向上（目標110kg／10a）を図る。

また、面積集約、団地化、生産面積の拡大、営農組合による効率的な生産体制の整備、機械化等によるコストの低減により産地の育成を図る。

エ 販路の拡大と地場加工・流通の推進

消費者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、生産者から消費者等と一体となった産地づくりの推進を図る。また、大豆の需要拡大策として学校給食等への供給についても関係機関等との連携を図りながら推進する。

(4) 振興地域とその条件

市内全域

(5) 生産計画

黒大豆の生産計画

(単位：h a)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
作付面積	28	28	28	30	31

※令和3年～令和6年実績数値

4 飼料作物

(1) 現状と課題

畜産農家の規模拡大による労力の制約、高齢化等により輸入購入粗飼料の使用割合が増えているが、飼料価格の高騰が畜産経営に深刻な影響を与えている。しかし、農家の中には、土地の有効活用や堆肥の利用を考え、積極的に飼料作物を栽培する動きも一部見られる。平成23年度から3.4haで始まった稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)については令和6年度においては2.1haの作付けが行われるなど、特にその傾向が顕著である。購入粗飼料に負けない飼料作物栽培を行うためには、専用機械による省力化と面積拡大が不可欠であるが、排水等条件を満たした圃場が少ない。

(2) 振興に当たっての基本的な考え方

良質で安全、かつ安価な飼料供給が、安全・安心な畜産物生産に直結するため、飼料作物の栽培しやすい条件の圃場を整備していく。また、意欲のある畜産農家の育成を目指し、機械の共同利用や共同作業、技術交換のための組織を育成する。

(3) 対策

ア 飼料作物栽培に適した圃場の確保

堆肥散布による土づくりのための栽培圃場の固定化及び耕作放棄地の活用のための利用権設定等により、飼料作物栽培圃場の団地化を図る。

イ 長大作物の生産振興

栄養価と収量に優れる長大作物(トウモロコシ、ソルガム等)生産を推進する。

ウ サイレージ等の貯蔵技術の普及推進

バンカーサイロ等の簡易で低コストなサイレージ貯蔵施設やラッピングによるサイレージ貯蔵技術の普及を行う。

エ 水田を活用した飼料作物栽培の推進

飼料用イネの栽培実証と効果の検証を行った後、調整水田等不作付地や新規転作田への作付け拡大を図る。

オ 品質の向上と収量の安定化

「たちすがた」や「たちすずか」、「リーフスター」等の飼料用稲専用品種の導入について支援を行い、品質・収量の向上を図る。

カ 稲わらの有効利用

稲わらについては農家、酪農家相互に連携を行い、稲わらを飼料として酪農家に提供し、そこから発生した堆肥を圃場に散布するなどの循環型利用を推進する。

キ WCS用稲の栽培推進

条件が悪く、水稻等の作付に適さない水田に対してWCS用稲の紹介・普及推進を行う。

(4) 振興地域とその条件

市内全域。畜産農家の近隣で農地の集積、団地化が推進できる地域。

(5) 生産計画等

飼料作物生産計画

(単位：h a)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
作付面積(WCS用稲除く)	19	24	22	21	22
WCS用稲作付面積	13.2	12.5	6.5	2.1	3.0

※作付面積は令和3年～令和6年実績数値

5 野菜・果樹・花き・そば

(1) 現状と課題

ア 野菜

野菜の栽培について、トマト、きゅうり等に加え、産地化を目指すアスパラガスなど施設栽培も増えているが、露地栽培のはくさい、だいこん、たまねぎ等が主体であり、その多くが自家消費用である。平成18年度より11戸の農家がキャベツの栽培を開始し、令和6年度は営農組合を含む10戸が約2.6haの栽培に取り組んでおり、県の指定産地となっている。野菜をはじめ地産地消を推進する目的で、平成14年4月に農協の直売所「サンパティオおの」がオープンした。令和6年度には、出荷農家191名、年間販売額約2.2億円となっている。

需要のある葉物類、アスパラガスの増産に向け、農業用パイプハウスの助成事業による施設栽培の拡充を図る。

イ 果樹

果樹ではいちじくの栽培が多く、令和6年度は、約1.0ha栽培されている。

出荷先は神戸市場で、品質が良いと評価が高く、平成15年に「小野うまいもんブランド」、平成19年に「ひょうご安心ブランド」の認証を受けている。地場販売にも力を入れており、毎年9月に小野市いちじく品評会を開催している。

いちじくの販売においては、消費者のニーズの変化に合わせて、平成27年度から少量パック出荷を開始した。

いちじくその他、ぶどうの栽培も盛んであり、主に直売を行っているが、全体的に生産量や品目が少なく、新規生産者の育成や地域の気候にあった新しい品目を検討することが必要である。

ウ 花き

花きの栽培は、きく、ゆり等の切花、シバザクラ、セダム類、ローズマリー等の花壇苗が栽培されている。きく以外は施設栽培で、市場出荷や契約栽培であるが、直売所での地場販売も相当数ある。

エ そば

平成14年からきすみの地区営農組合（現（農）きすみの営農）でそばの栽培、加工に取り組み、麺の商品化を行った。平成16年12月にそば処「ぷらっときすみの」がオープン、今も連日の賑わいをみせている。（農）きすみの営農が令和2年12月にそば粉製粉施設を整備。生産から加工まで地域内で完結させる高次元の地産地消が展開されている。

オ 小豆

近年、特に実需者からの要望が多い「大納言小豆」を推進する。

（２）振興に当たっての基本的な考え方

地域農産物を販売し、地産地消を促進するため、直売所「サンパティオおの」における計画的な生産・販売を推進していくとともに、消費者ニーズに対応した生産者、生産履歴等を容易に確認できるトレーサビリティシステムの徹底や「小野市うまいもんブランド」の認証等により付加価値のある農産物特産品のPRに結び付けていくなど、「売れる農産物づくり」を推進していく。現在、市場出荷されている「いちじく」「ブロッコリー」「キャベツ」は、JAの専門部会を通じて更なる出荷・流通の拡大を図り、経営発展的な農業者を育成する必要がある。

（３）対策

ア 地産地消の推進と生産者の拡大

地産地消の拠点となる「サンパティオおの」を中心とした野菜等の生産・販売を推進していく。一方では、新たな生産者の掘り起こしを通じて野菜等の生産拡大を図るとともに、学校給食への供給やコミュニティ施設の活用、量販店等との連携を行い、新たな流通経路の構築を進める。

イ 奨励作物

農協部会活動により他産地との競争に対抗できる品質管理を行ういちじく、キャベツ、ブロッコリー、アスパラガスを小野市の重点的な奨励作物と位置づけ、更なる推進を図る。

① ブロッコリー

ブロッコリーは、県内生産量が少なく、市場からの要望もあることから、平成21年に栽培をはじめた。令和6年度には、約5.7ha（※JA部会のみ）の栽培がある。5～6月、10～11月の栽培に取り組んでいるが、収穫時期が短く、1農家当たりの栽培面積が限られることから、今後は生産者数を増やしていく。

ブロッコリーの生産計画

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生産者数（名）	11	17	14	12	12
作付面積（ha）	2.0	6.0	5.1	5.7	5.7

※令和3年～令和6年実績

※JA部会のみ

② いちじく（おのこまち）

いちじくは、昭和57年から栽培を始め、JAを中心に栽培管理、出荷規格の統一化を図り「ひょうご推奨ブランド」にも取り組んでいる。令和6年度の栽培面積は約1.7ha（※JA部会のみ）であり、新規栽培者の育成に向けて、年間を通して栽培管理などの勉強会の開催を行っている。

いちじくの実績計画

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生産者数（名）	17	15	13	12	11
作付面積（ha）	2.4	2.2	1.8	1.7	1.6

※令和3年～令和6年実績

※JA部会のみ

③ キャベツ

農地の有効活用として、平成18年から業務用加工キャベツの栽培を推進しており、品種を変えることで収穫時期を広げ、安定した出荷ができるよう取り組んでいる。令和6年度には、市内の栽培面積が約2.4ha（※JA部会のみ）となっている。今後は排水対策、定植時期を徹底することが重要となっている。

キャベツの生産計画

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
生産者数（名）	12	12	8	7	6
作付面積（ha）	3.0	2.0	2.3	2.4	1.7

※令和 3 年～令和 6 年実績

※JA 部会のみ

④ アスパラガス

土地利用型（水稲作）が多く、園芸作の強化による経営の多角化を目的に、県内で産地が少なく高単価での出荷が見込まれるアスパラガスを選定。平成 30 年から本格的な出荷が始まり、今後も栽培農家の増加、面積の拡大等、産地形成に取り組んでいる。

アスパラガスの生産計画

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
生産者数（名）	6	6	6	6	6
作付面積（a）	26	28	32	32	32

※令和 3 年～令和 6 年実績

※JA 部会のみ

（４）振興地域とその条件

市内全域を対象に、露地野菜を中心とした適地適作を行う。安全、安心な野菜づくりを行うため、牛糞堆肥の投入や有機質肥料の施用による積極的な土づくりを推進し、ドリフト対策の徹底を図るとともに、できるだけ農薬や化学肥料を使わない栽培を行う。

6 特色ある農作物の生産・販売・流通対策について

（１）安全・安心な農産物の取組

化学肥料や農薬を可能な限り削減し、市内の畜産農家が生産した牛ふん堆肥の施用等により、環境保全型農業を促進していく。

また、「栽培履歴記帳」（トレーサビリティ）の徹底及びGAP（農業生産行程管理手法）の導入により、実需者や消費者への安全・安心のPRの推進を図る。

（２）地産地消の推進

地産地消は「地域で生産したものを地域で消費する」、あるいは「地域で消費するものを地域で生産する」という、生産から消費までに至る過程が地域で完結することから、生産者や消費者を含めた自主性が発揮できる仕組みである。このような取り組みを通

じて、生産者と消費者が共に支え合う体制づくりを進めることにより、生産者の生産意欲の向上、安全な食生活の実現及び自給率の向上等が期待される。

ア サンパティオおのを中心とした新鮮で安全な旬の農産物の供給拡大

年間を通じて販売できる体制づくり及び個々の農家において品質の向上等を進めることで、地域の総合的な生産供給能力を高める。

イ 学校給食への地域農産物の供給拡大

小野市立学校給食センター、J A等、関連機関を中心として生産者、実需者、消費者等一体となった産地形成を推進する。

ウ そばの生産・加工

「そば」は、「麺」や「菓子」に加工し、付加価値のあるブランド商品として市内販売を行い、生産農家の所得を確保する。

なお、商品の需要の安定を図るため、栽培面積の増加を図る。

エ 「小野うまいもんブランド」による農産物のPR

小野市内において生産又は製造された農産物等で、小野市へのこだわり、商品へのこだわり、信頼性及び販売実績のある商品を「小野うまいもんブランド」として認証し、その認証された商品は小野市のホームページ等でPRを図る。

なお、「小野うまいもんブランド」商品については、信頼性のある農産品として意識付けを行うため、生産農家等に対し積極的な普及振興を図る。

第5 担い手の明確化と育成の将来方向

1 地域における担い手の考え方と育成方向

水田農業経営の確立に向け、小野市担い手育成総合支援協議会と連携し、地域農業の担い手として認定農業者等経営能力に優れた農業者や新規就農者の育成を図るとともに、個別経営体の不足する地域においては、集落営農組織の育成や活動強化等により、担い手の確保を図ることが必要である。

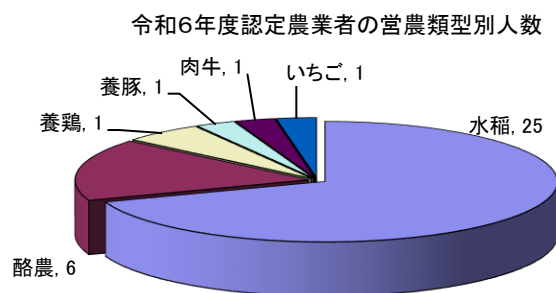
そのため、担い手の組織化を図り幅広く意見を交換すると共に、農家の意向把握、地域間の調整による農地の利用集積の促進、また、経営改善に向けて高品質化・低コスト化等先進技術の導入指導、機械・施設の整備の支援等を積極的に行い、経営体質の強化を図る。

第6 現状と課題

1 認定農業者等

効率的かつ安定的な農業経営体、地域農業の担い手として位置付け、他産業従事者並の労働時間・農業所得が確保でき、地域における農業生産の相当部分を担えるよう、農地の

利用集積、経営所得安定対策等を実施してきた。結果として、平成15年12月末時点



の認定農業者数25経営体（うち水稻主体は6名）に比べ、令和6年度末では、認定農業者35経営体（うち水稻主体は25名）となっている。しかし、依然として計画的な機械更新等を含む経営管理、多角的な経営の実践や雇用就農へのハードルは高く、今後、地域の担い手として位置付けされた農業者をさらに支援、育成していく必要がある。

2 集落営農組織

担い手不足から、転作作物の集団的生産をはじめとする多様な取り組みによる営農活動が行われており、平成15年度末では12組織であったが、令和6年度末では27組織【(農)きすみの営農、(農)山田の里、(農)岩浪、(株)きよたに営農、西脇町営農組合、阿形町営農組合、中谷地区農会、敷地町営農組合、大開町転作営農組合、黍田町営農組合、河合北営農連合組合、河合西町営農組合、復井町営農組合、河合中町営農組合、青野ヶ原町営農組合、王子町振興会、(農)ラピュタ、(農)ドリーム、船木町営農組合、日吉町営農組合、万勝寺町新田地区営農組合、栄町営農組合、(農)古川町営農組合、高田町営農組合、住吉町下部営農組合、下大部町集落営農準備委員会、久保木町営農倶楽部】が活動している。

3 振興作物生産部会

J A生産部会は、栽培技術の向上及び共同出荷を主とし、農家経営の安定向上を図り、小野市の農業振興に寄与する目的で活動を行っている。小野市の特産品や振興作物の栽培により、今後、本格的な産地形成を図る上で中心的な担い手として育成していく必要がある。

第7 担い手の育成及び対策

1 担い手の明確化

小野市における担い手は、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農組織」を位置付ける。

ア 認定農業者

農業経営改善計画を作成し、計画が認定された農業者

イ 認定新規就農者

青年等就農計画を作成し、計画が認定された農業者

ウ 集落営農組織

定款、規約等が整備されており、小野市集落営農連絡協議会に所属する生産集団

2 担い手への農地の利用集積

明確化された担い手に対しては、その経営の安定化及び効率的な経営が可能となるように利用権設定あるいは農作業の受委託調整により、農地の利用集積

を行う。

ア 集積目標

小野市の基本構想の推移と合わせ、約30%の集積を目指す。

イ 流動化の推進・農地中間管理機構の活用

担い手を対象に農地中間管理機構を含む利用権設定により、農地の流動化を推進する。

ウ 作業受託の推進

集落営農と認定農業者等との役割分担を明確にし、作業受託を推進する。

3 認定農業者等の育成

認定農業者等で構成される協議会等で農業者間の意見交換を行い、農地の集積や技術交換を行う。また、地域の担い手としての確立に向け、水田の利用権設定や主要作業の受委託、効率的な農業生産を可能とする生産技術の導入等を支援していく。

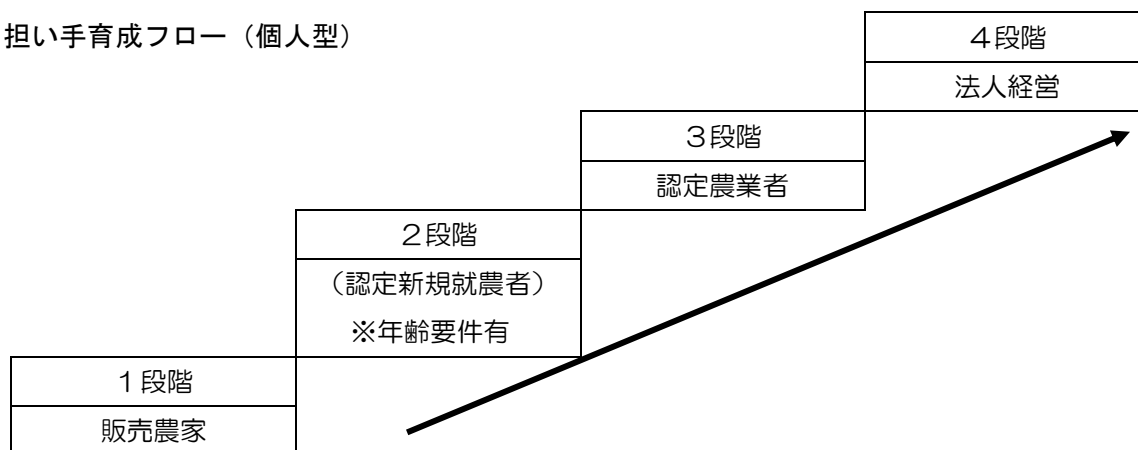
4 担い手の育成目標

(単位：名、組織)

農家区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認定農業者	39	36	35	35	37
認定新規就農者	3	5	5	5	6
集落営農組織	25	26	26	27	27

※令和3年～令和6年実績

○ 担い手育成フロー（個人型）



5 集落営農組織の育成

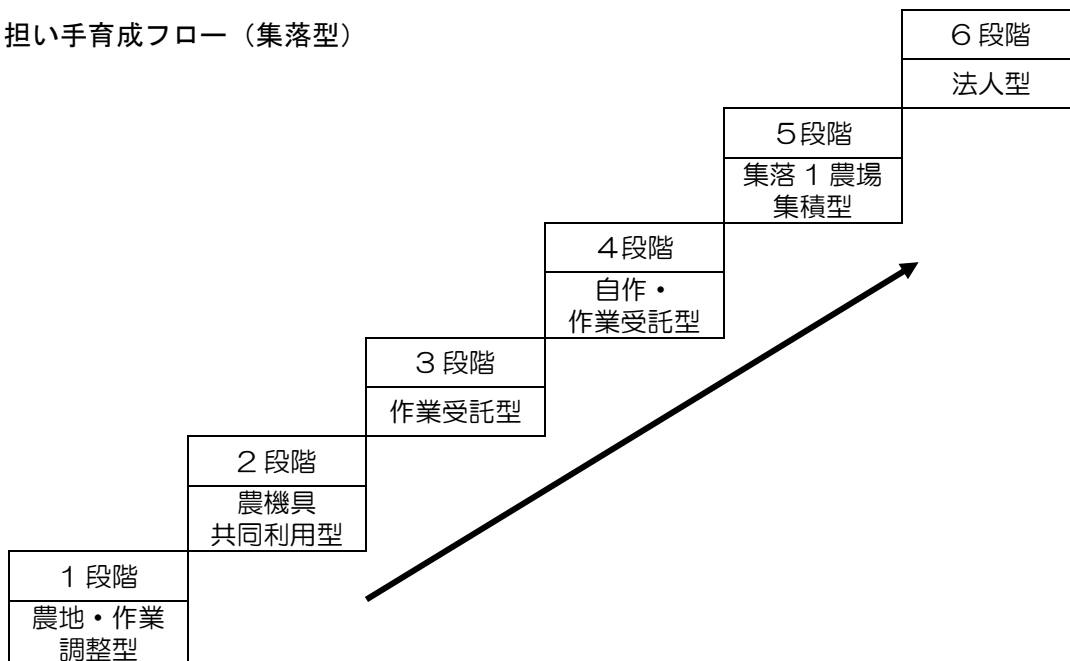
集落における水田農業の担い手として、集落ぐるみで効率的な生産活動や農村機能等の維持を基本とする。また、女性・高齢農業者等の参画による経営の多角化を推進する。

今後、担い手が不足している部分については集落営農を推進し、収益性・継続性・社会

性のある組織をつくるため、次の事項を推進していく。

- ① 転作を中心とした考え方からの脱却（水稻+転作）
- ② リーダーやオペレーターの確保（後継者の育成）
- ③ 経理の一元化と経営記帳による現状把握及び経営改善
- ④ 法人化を目指す経営体として集落営農組織を育成

○ 担い手育成フロー（集落型）



6 青年農業者及び新規就農者の育成

水田農業の次世代を担う農業者として、農家子弟をはじめ農外からの就農を進め、農業者の確保・育成を図る。小野市担い手育成総合支援協議会等関係機関と連携し、適切な就農計画に基づく早期の経営確立、安定化に向け農業技術習得、農地の利用権設定又は、主要作業の受委託による集積等を支援していく。また、地域計画において、今後の地域の中心的な経営体として位置づけられるよう支援する。

7 産地の形成

「いちじく」「キャベツ」「ブロッコリー」等を中心に、地域において直販の有利販売を行うとともに、市場において商品ブランドを高め、高収益化を図る。また、新たな生産者を発掘し中心的な担い手を育成する。

8 兵庫みらいアグリサポート事業の充実

地域農業の「最後の守り手」として、利用者に信頼される農作業を耕耘作業から刈り取り作業まで行い、今後更なる充実を図る。

9 地域計画の策定

市内では、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により農地が適切に利用されず、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えてきている。このため農業従事者が「人と農地の問題」を各集落内で、

- ①今後の営農の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどれか
- ②中心となる経営体にどのようにして農地を集積するか
- ③中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）
- ④10年後の圃場の耕作者はどれか（目標地図作成）

を協議する。市はその結果をもとに具体的な地域計画の案を作成し、関係機関の意見を聴取のうえ公告を行う。

第8 地域水田農業ビジョン実現のための手段

1 水田活用の直接支払交付金

ア 交付単価【国戦略作物助成・県産地交付金】

作物区分	交付金単価（円／10a）
麦	35,000
大豆	35,000
飼料作物	35,000
米粉用米（基礎部分）	標準額 70,000 ※収量に応じ、 55,000～85,000
飼料用米（基礎部分）	
飼料用米（担い手加算）	8,000
WCS用稲	80,000
そば	基幹作 20,000
なたね	基幹作 20,000
加工用米（基礎部分）	30,000
加工用米（複数年契約）	15,000
野菜（担い手加算）	3,000※
新市場開拓用米	基幹作 20,000

※【規模要件】

（露地） 10a以上

イ 交付単価【市産地交付金】

作物区分		内容（助成対象者・面積等要件）	交付単価（円/10a）
麦加算①	個人・法人	主要作業 3ha以上の集積	10,000
	集落営農組織	主要作業 4ha以上の集積	
麦加算②	個人・法人	主要作業 5ha以上の集積	1,000
	集落営農組織	主要作業10ha以上の集積	
黒大豆 小豆	集落営農組織	主要作業 2ha以上の集積	8,000
	認定農家	主要作業 0.5ha以上の集積	
黒大豆	収量加算	10aあたり110kg以上の収量	15,000
振興作物	キャベツ たまねぎ ブロッコリー	青果市場出荷	10,000
	いちじく アスパラガス	（新植から4年以内）	20,000
二毛作助成	麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用、 WCS用稲、加工用米、そば		13,000
耕畜連携助成	WCS用稲 飼料作物	畜産農家と3年以上の 利用供給協定締結	8,000
学校給食用野菜	野菜全般		20,000
出荷作物	野菜・果樹・花き・小豆・落花生		10,000

※集落営農組織とは、集落等を単位とした農作業受託組織であり、次の要件をすべて満たすもの。

- ・ 構成員が複数戸であること。
- ・ 定款または組織の規約が作成され、代表者の定めがあること
- ・ 販売経理の一元化（組織の共同販売経理）がされていること

ウ 協議会運営費

地域協議会の運営を行うのに必要な経費及び生産調整の円滑な推進を行うために必要な経費